

出店（変更）計画事前協議書

年 月 日

設置者の概要	名称				所在地				
	連絡先	担当者		電話番号		FAX			
店舗の概要	建物の名称				所在地				
	立地場所	用途地域		建ぺい率	%	容積率	%	高さ制限	m
	都市計画事業の有無		有・無		街並みづくり計画の有無		有・無		
	建築の概要	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>		
店舗の概要	構造		階数		店舗以外の用途				
	店舗面積(大粒地法)		m <sup>2</sup>		備考				
	開店年月日	(予定)	年月日	取扱い商品等					
	開店時刻								
閉店時刻									
主な小売業者					その他テナント数				
駐車場	駐車場の種類及び箇所数					出入口の数	箇所		
	駐車台数	台(うち建物内 台)		駐車場面積	m <sup>2</sup> (うち建物内 m <sup>2</sup> )				
	附置義務条例による台数		台		指針計算式による台数	台			
	駐車場利用可能時間		～		管理状況				
	駐車待スペースの有無		有・無	発券機の有無	有・無	備考			
駐輪場	駐輪場台数	台		駐輪場面積	m <sup>2</sup>				
荷さばき施設	荷さばき施設の面積		m <sup>2</sup>		荷さばき可能時間	～			
	平均的な配送車台数		台/日		備考				
廃棄物	廃棄物の種類	紙製廃棄物等	金属製廃棄物等	ガラス製廃棄物等	プラスチック製廃棄物等	生ゴミ等	その他の可燃性廃棄物等	合計	
	排出量予測値	t	t	t	t	t	t	t	
	指針による保管容量	□	□	□	□	□	□	□	
	保管施設容量	□	□	□	□	□	□	□	
	廃棄物の運搬・処理予定業者								
	減量化計画の有無	有・無	リサイクル品保管施設容量		m <sup>3</sup>				
	食品加工場の有無	有・無	食品加工場からの調理臭・悪臭発散防止対策		有・無				
騒音対策	遮音壁の有無	有・無	冷却塔等の有無	有・無	BGMの有無	有・無			
	早朝・夜間における騒音発生の可能性の有無			有・無	備考				

道 路 状 況	道路の種類					備 考
	道路の幅員	m	m	m	m	
	歩道の幅員	m	m	m	m	
	右左折車専用レーン	m	m	m	m	
街並みづくり等への配慮事項	(街並みづくり、緑化計画、屋外照明、広告塔照明の計画等)					
備 考 建物の配置図、各階の平面図、周辺の見取り図等を添付してください。						

※ すべての項目を記入する必要はありません。現時点で、記入可能な範囲で記入をお願いします。

## 出店（変更）計画概要書

### （大規模小売店舗立地法に関する届出事項等の様式について）

- 本様式は、「大規模小売店舗立地法」、「同施行令」、「同施行規則」、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」、「北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱」、「北九州市大規模小売店舗立地法事務手引書」に基づき、大規模小売店舗を設置する者が行う、届出にかかる書類の作成について定めたものです。
- 本様式は、大規模小売店舗の新設にかかる案件用となっておりますが、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項の変更及び施設の運営方法に関する事項の変更を行う場合は、この様式に準じて、当該変更事項について現状との比較ができるような形で記載してください。
- 本様式は、届出にかかる書類を作成する際のひとつの例として示していますので、必要な事項を記載しておれば、必ずしも本様式を使用する必要はありませんが、できる限り本様式を使用することをお勧めします。
- 作成する書類の用紙は、A4サイズを使用してください。但し、添付図面については、折り畳みが可能です。
- 本様式の構成は、
  - I 大規模小売店舗立地法に基づく届出事項
  - II 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類
  - III 指針に基づき配慮するために記載する事項
  - IV その他店舗計画に関する事項
  - 別添1 添付図面その1（I、IIに関するもの）  
添付図面その2（IIIに関するもの）
  - 別添2 交通量調査及び交通量予測の記入例となっております。
- I、II、別添1（添付図面その1）は、法5条等の法律上の届出事項、添付書類で提出が義務づけられているものです。
- III、別添1（添付図面その2）は、法律上の届出事項、添付書類以外で、届出内容が指針に適合しているかどうかを判断する上で、必要な事項となっております。
- IVは、I～III以外の項目で、その他店舗計画に関する事項となっております。
- 別添2は、法律上の添付書類、届出内容が指針に適合しているかどうかを判断する上で、必要な事項となっております。
- 法5条等の法律上の届出書等として作成する場合は、I、II、別添1（添付図面その1）、別添2で該当する事項についてすべて記入してください。



〔 I 〕 大規模小売店舗立地法に基づく届出事項

# 大規模小売店舗届出書

年 月 日

北九州市長 様

株式会社  
代表取締役  
北九州市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（注1）

名称 〇〇〇〇〇〇店  
所在地 北九州市〇〇区〇〇丁目〇番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（注2）

小 売 業 者	住 所
氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	代表者（法人の場合） 代表取締役 〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号 北九州市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（注3）

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 10,000 m<sup>2</sup>（注4）

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（注5）

位 置	収容台数
建物北側（別添配置図No.〇のとおり）	〇〇〇台
2～3階（別添配置図No.〇のとおり）	〇〇〇台
合 計	〇〇〇台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（注6）

位 置	収容台数
建物東側（別添配置図のとおり）	〇〇〇台
建物西側（別添配置図のとおり）	〇〇〇台
合 計	〇〇〇台

- (注1) ・名称は、設置後予定している名称（確定していない場合、仮称でもよい）を記載すること。  
・所在地については、不動産登記簿上の所在地番を記入すること。  
この場合、敷地が複数筆に及ぶときには主たる地番で代用するか、主たる地番を記入のうえ「ほか〇筆」と主たる土地を除く土地の合計筆数を記載してもよい。
- (注2) ・全ての小売業者について記載すること。  
現段階で未定の分については、記載省略してもよいが、大型テナント（1,000㎡超）については必ず記載すること。  
なお、小売業者が確定した場合は開店までに速やかに変更届出（法第6条第1項）を行うこと。
- (注3) ・開店予定日（届出日から8月以降の日）を記載すること。  
なお、実際の開店日が開店予定日よりも前になる場合は、変更の届出の手続きが必要となるので注意すること。
- (注4) ・小売業に供する部分の面積を記載すること。  
・小数点以下の端数は、切り捨てて記載すること。  
但し、1000.01㎡～1000.99㎡については、1001㎡と記載すること。
- (注5) ・駐車場の位置  
位置を記載し、配置図に表示すること。複数ある場合には番号を付すこと。
- (注6) ・駐輪場の位置  
位置を記載し、配置図に表示すること。複数ある場合には番号を付すこと。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積（注1）

位 置	面 積
建物内西側（別添配置図のとおり）	〇〇〇㎡
合 計	〇〇〇㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（注2）

位 置	容 量
建物南西側（別添配置図のとおり）	〇〇㎡ <sup>3</sup>
合 計	〇〇㎡ <sup>3</sup>

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（注3）

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株式会社〇〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
〇〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯（注4）

駐 車 場	駐 車 可 能 時 間 帯
No.〇	〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分
No.〇	〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（注5）

駐 車 場	出 入 口 の 数	位 置
No.〇	入口〇箇所、出口〇箇所	駐車場北、東側（別添配置図のとおり）
No.〇	入口〇箇所、出口〇箇所	駐車場南側（別添配置図のとおり）
合 計	入口〇箇所、出口〇箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（注6）

荷さばき施設	荷 さ ば き 可 能 時 間 帯
No.〇	〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分
No.〇	〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分

- (注1) ・荷さばき施設の位置  
位置を記載し、配置図に表示すること。複数ある場合には番号を付すこと。
- (注2) ・廃棄物等の保管施設の位置  
位置を記載し、配置図に表示すること。複数ある場合には番号を付すこと。
- (注3) ・開閉店時刻は次のいずれかの方法により記載すること。  
1 年間を通じて計画している最も早い開店時刻並びに最も遅い閉店時刻を記載する。  
2 通常の営業時間として計画している最も早い開店時刻並びに最も遅い閉店時刻を記載し、通常の営業時間とは異なる開閉店時刻の日を設ける場合には、備考欄にその時刻、日数を( )書きで記載する。  
・開店時刻、閉店時刻が同じ小売業者については、まとめて記載してもよい。
- (注4) ・駐車場が複数あり、その駐車可能時間帯が同じ場合には、まとめて記載してもよい。
- (注5) ・位置を記載し、配置図に表示すること。
- (注6) ・荷さばき施設が複数あり、その荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載すること。



〔Ⅱ〕大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

- 1 法人にあってはその登記簿の謄本（商業登記履歴事項全部証明書）、個人にあってはその住民票の写し（注1）  
別添のとおり

- 2 主として販売する物品の種類（注2）

小売業者名	主として販売する物品の種類
株式会社〇〇〇〇〇	食料品、衣料品
〇〇〇〇〇	雑貨

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

(1) 建物配置図 別添配置図のとおり（注3）

(2) 各階平面図 別添平面図のとおり（注4）

- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

- (1) 指針による必要駐車台数計算式に基づく小売店舗の必要駐車台数（：p1）（注5）

項目	事項・数値等	各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区	(理由 商業地域)
S：店舗面積	10 千m <sup>2</sup>	
A：店舗面積当たり日来店客数原単	1,300 人/千m <sup>2</sup>	1,500 - (20 × 10)
B：ピーク率	14.4 %	
L：駅からの距離	300 m	(駅名 JR〇〇駅)
C：自動車分担率	21 %	7.5 + (0.045 × 300)
D：平均乗車人員	2 人/台	1.5 + (0.05 × 10)
E：平均駐車時間係数	1.416	{65 + (2 × 10)} ÷ 60
必要駐車台数：p1	278 台	A × S × B × C ÷ D × E

- (2) オフィス、マンション等小売店舗と利用者層が独立した複合施設の駐車台数（：p2）  
(注6)

[s1：オフィス、マンション等小売店舗と利用者層が独立した複合施設の面積]

項目	事項・数値等
s1	1.5 千m <sup>2</sup>
必要駐車台数：p2	20 台

必要駐車台数算出根拠

- (注1) ・法5条等の正式届出については、正本には実本を、それ以外についてはコピーでもよい。  
・出店計画概要書については、1通のみの添付でよい。なお、コピーでもよい。
- (注2) ・全ての小売業者について記載すること。  
・現段階で未定の分については、記載を省略してもよい。なお確定次第、本市に追加提出すること。
- (注3) ・縮尺：1／200～1／500  
・店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が判る図面を添付すること。  
なお、別添資料「添付図面について」を参照のこと。
- (注4) ・縮尺：1／200～1／500  
・各階ごとの平面図を添付すること。  
なお、別添資料「添付図面について」を参照のこと。  
・店舗面積のない階の平面図は不要。  
・大規模小売店舗内にオフィスや映画館等の施設がある場合には、その施設の種類を記載すること。
- (注5) ・指針の計算式によって計算すること。  
・「E：平均駐車時間係数」は、小数点第4位以下を切り捨てること。  
・必要駐車台数は、小数点以下を四捨五入すること。
- (注6) ・オフィス、マンション等、その施設を利用する者が小売店舗を利用する者とは概ね独立して発生すると想定される施設を付設する場合に記入すること。  
このとき必要駐車台数の算出根拠についてはオフィス等については従業員の通勤形態及び業務用駐車場の設置の状況等、マンション等については居住者向け駐車場の設置の状況等について記述すること。

- (3) 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する複合施設の指針による必要駐車台数計算式に基づく必要駐車台数（： p 3）（注1）

[ s 2 : 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する複合施設の面積]

[ X : 当該施設において、飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する複合施設の面積の、小売店舗の面積に対する割合]

項 目	事項・数値等	各事項算出のための根拠等
s 2	1 千㎡	
X	10%	$s 2 \div S \times 100 (\%)$
必要駐車台数： p 3	0 台 (小売店舗と共用)	指針値との比率式 (X : 併設施設の割合%) $X < 20 (\%)$

- (4) 当該施設全体の必要駐車台数（P）

[ p 1 : 指針による必要駐車台数計算式に基づく小売店舗の必要駐車台数]

[ p 2 : オフィス、マンション等小売店舗と利用者層が独立した複合施設の必要駐車台数]

[ p 3 : 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する複合施設の指針による必要駐車台数計算式に基づく必要駐車台数]

項 目	事項・数値等	各事項算出のための根拠等
施設全体の必要駐車台数	298 台	$p 1 + p 2 + p 3$

- (5) 指針の計算式によらない場合、又は小売業以上の集客力を有する大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部のような併設施設と一体となっている場合、若しくは併設施設の必要駐車台数について、併設施設の利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数を算出する場合【該当しない場合には記載の必要なし】（注2）

特別な事情の説明：

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠：	

- (注1) ・飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有すると想定される施設を付設する場合に記入すること。
- ・必要駐車台数の算出にあたっては指針に基づく計算式によって計算すること。  
なお、指針の計算式によらない場合には(1)～(4)の記載を省略し、(5)、特別な事情の説明、の項目でその理由及び必要駐車台数の算出にあたってその方法を採用した根拠を記入すること。
- (注2) ・指針の計算式によらない場合においては、特別な事情の説明、の項目に、その理由及び必要駐車台数の算出にあたってその方法を採用した根拠を記入すること。  
なお、この場合には(1)～(4)は記載しなくてよい。
- ・小売業以上の集客力を有する大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部のような併設施設と一体となっている場合については主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を記載すること。
  - ・併設施設を単独利用したものとみなしたうえで、併設施設の利用者数や施設稼働率等から推察して併設施設の必要駐車台数を算出する場合については、小売店舗に係る来店車両に係る駐車台数の確保を別途行うこと。なお、その算出にあたっては、小売店舗及び併設施設の必要駐車台数の根拠等を記載すること。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

方向別来台数の予測、駐車場の入庫処理能力、駐車待ちスペースを必要な事項とした場合には、下の表を用いると便利です。

(1) 駐車場の構造（注1）

駐車場の位置	構造
建物北側（別添配置図No.〇のとおり）	建物外平面駐車場（自走式）
2～3階（別添配置図No.〇のとおり）	建物内駐車場（自走式・専用建物）

(2) 駐車場の自動車の出入口の形式

① 駐車場の入庫処理能力【自走式で発券ブースがない場合は記載の必要なし】（注2）

出入口の場所	ピーク時1時間に予測される来客の自動車台数	1時間当たりの入庫処理能力	1時間当たり入庫処理能力の算出根拠
No.〇	〇〇〇台	〇〇〇台	
No.〇	〇〇〇台	〇〇〇台	

② 敷地内駐車待ちスペース（注3）

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に設置する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要駐車待ちスペース	算出根拠等 駐車待ちスペース「無」の場合は、その理由・対策
No.〇	有	〇〇 m	有	〇〇m	
No.〇	有	〇〇 m	有	〇〇m	

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等（注4）

① 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日（水）、令和〇〇年〇〇月〇〇日（日）
調査場所	〇〇交差点、〇〇交差点（別添見取図のとおり）
調査方法	
調査結果	別添 現況と開店後における交通量の比較（ピーク時）のとおり

② 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法、根拠等	
予測結果	別添 現況と開店後における交通量の比較（ピーク時）のとおり

(4) その他参考とした事項があれば記入してください。【特にない場合は記載の必要なし】

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路、方法を表示した図面（注5）

別添周辺見取図のとおり

(2) その他配慮した事項があれば記入してください。【特にない場合は記載の必要なし】

- (注1) ・駐車場の構造ごと、それぞれについて記載すること。  
ただし、同一の構造であっても位置が違う場合にはそれぞれについて記載すること。
- ・駐車場の種類については下記を参照のこと。
    - (例1) 建物外平面駐車場
    - (例2) 専用駐車場ビル
    - (例3) 地下駐車場
    - (例4) 屋上等建物内設置方式
    - (例5) 平面駐車場
    - (例6) 循環駐車場
- なお、自走式か機械式か、専用建物か共用建物かを記載すること。
- ・駐車場の位置については配置図に表示するとともにその位置の記載をすること。  
なお、複数ある場合には番号を付すこと。

- (注2) ・出入口の場所には、配置図に表示した番号を記載すること。

- ・1時間当たり入庫処理能力の算出根拠（計算式）

60分

$$\frac{\quad}{\quad} \times \text{発券ブース等の台数}$$

(メーカーから提供される1台当たりの処理時間等) (1つの入り口で発券ブース等が複数台設置されている場合)

- (注3) ・出入口の場所No.は、配置図に記載した番号を記載すること。

- ・敷地内駐車待ちスペースの算出根拠（計算式）

{ (当該入り口の1分当たりの来台数 × 1.6)

− (当該入り口の1分当たりの入庫処理可能台数) } × 6

- (注4) ・予測時間帯は、開店予定時間の1時間前から閉店予定時間の1時間後までとし、1時間ごとの想定来店台数を来店、退店に区別のうえ、方向別に予測すること。

- ・交通量調査及び交通量予測の記入例を参照し、「現況と開店後における交通量の比較表」を別添資料とすること。また、周辺見取図に結果を図示すること。

- (注5) ・別添資料「添付図面について」を参照のこと。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  
(注1)

(1)

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数
○ t 車	○○時○○分～ ○○時○○分	○○台
○ t 車	○○時○○分～ ○○時○○分	○○台

(2) その他参考とした事項があれば記入してください。【特にない場合は記載の必要なし】

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 (注2)

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の位置
有	○ m	別添配置図のとおり

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 (注3)

項目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	有	○○時○○分～○○時○○分	別添配置図のとおり
室外機	有	○○時○○分～○○時○○分	別添配置図のとおり
送風機	有	○○時○○分～○○時○○分	別添配置図のとおり
その他 ( )		時 分 ～ 時 分	

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 昼間の等価騒音レベルの予測 (注4)

指針による場合は、下の表を用いると便利です。

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 等価騒音レベル (dB)			
	騒音レベル (dB)	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばきアイドリング										
	荷さばき後進ブザー										
	廃棄物収集作業										
	BGM等										
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音										
	荷さばき台車走行音										
昼間 (午前6時～午後10時) の 等価騒音レベル		A地点				d B	C地点				d B
		B地点				d B	D地点				d B

- (注1) ・搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を記載すること。
- (注2) ・遮音壁（緑地帯を含む）を設置する場合は、建物配置図にその場所を記載すること。
- (注3) ・冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等を設置する場合は、配置図にその場所を記載すること。
- (注4) ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として配置図に表示すること。
  - ・予測式等を用いた計算内容は添付資料とは別にして提出すること。
  - ・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面「騒音予測に関する図面」を添付すること。
  - ・基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。  
（例）文献名／メーカーの提示した数値等
  - ・法6条2項または法附則5条1項に基づく変更の届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各層音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価すること。

(2) 夜間の等価騒音レベルの予測（注1）

指針による場合は、下の表を用いると便利です。

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 等価騒音レベル (dB)			
	騒音レベル (dB)	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばきアイドリング										
	荷さばき後進ブザー										
	廃棄物収集作業										
衝撃騒音	BGM等										
	荷さばき荷おろし音										
	荷さばき台車走行音										
夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベル		A地点			d B	C地点				d B	
		B地点			d B	D地点				d B	

(3) その他参考とした事項があれば記載してください。【特にない場合は記載の必要なし】

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠【夜間営業その他の理由により夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】（注2）指針による場合は、下の表を用いると便利です。

(1) 夜間（午後11時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)			
	騒音レベル (dB)	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばきアイドリング										
	荷さばき後進ブザー										
	廃棄物収集作業										
衝撃騒音	BGM等										
	荷さばき荷おろし音										
	荷さばき台車走行音										

(2) その他参考とした事項があれば記入してください。【特にない場合は記載の必要なし】  
 (注1、2) ・記入方法は、昼間の等価騒音レベルの予測と同じ。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 廃棄物等の排出量等の予測（注1）

廃棄物種別	店 舗 面 積 S		1日あたり廃棄物排出量 (指針原単位×S) A	平均保 管日数 B	見かけ 比重(t□) C	指針による 保管容量 A×B÷C
紙製 廃棄物等	6,000㎡以下の部分	6千㎡	( 1.248	3 日	0.10	38.76 □
	6,000㎡超の部分	4千㎡	( 0.044			
			計 1.292 t			
金属製廃棄 物等	6,000㎡以下の部分	6千㎡	( 0.042 t)	3 日	0.10	1.62 □
	6,000㎡超の部分	4千㎡	( 0.012 t)			
			計 0.054 t			
ガラス製 廃棄物等	6,000㎡以下の部分	6千㎡	( 0.036 t)	1 日	0.15	0.293 □
	6,000㎡超の部分	4千㎡	( 0.008 t)			
			計 0.044 t			
プラスチッ ク製 廃棄物等	6,000㎡以下の部分	6千㎡	( 0.12 t)	3 日	0.02	19.8 □
	6,000㎡超の部分	4千㎡	( 0.012 t)			
			計 0.132 t			
生ゴミ等	6,000㎡以下の部分	6千㎡	( 1.014 t)	1 日	0.55	1.989 □
	6,000㎡超の部分	4千㎡	( 0.08 t)			
			計 1.094 t			
その他の 可燃性 廃棄物等	10千㎡		計 0.54 t	1 日	0.38	1.421 □
				合 計		63.883□

[見かけ比重について指針の数値によらない場合]（注2）

見かけ比重の根拠等
-----------

(2) 小売店舗から発生する廃家電や粗大ゴミ等上記の分類以外の廃棄物等の排出量等の予測（注3）

廃棄物種別	店 舗 面 積 S	1日あたり廃棄物排出量 A	平均保 管日数 B	見かけ 比重(t□) C	保管容量 A×B÷C
指針分類外 の廃棄物等	10千㎡	計 t	日		□
				合 計	□

(3) 小売店舗に飲食店を併設する場合における生ごみ等の排出量等の予測（注4）

[s：小売店舗に併設する飲食施設の面積]

飲食店	店 舗 面 積 s	1日あたり廃棄物排出量 (原単位：0.0002t/㎡×s) A	平均保 管日数 B	見かけ 比重(t□) C	指針による 保管容量 A×B÷C
No.○	700㎡	計 0.14 t	1 日	0.55	0.255 □
				合 計	0.255 □

- (注1) ・保管容量の合計は、小数点第4位以下を四捨五入すること。
- (注2) ・見かけ比重の数値について、指針の数値を使用しない場合にのみ記載すること。
- (注3) ・小売店舗からの廃家電、粗大ゴミ等、指針における分類以外の廃棄物等の排出量について予測を行うこと。  
なお、指針に基づき設置する廃棄物等の保管施設と指針における分類以外の廃棄物保管施設を併用する場合には、必要とされる保管容量を充足する根拠等を具体的に記載すること。  
・保管容量の合計は、小数点第4位以下を四捨五入すること。
- (注4) ・小売店舗に飲食店を併設する場合については、指針に例示される飲食店の一般的な排出量原単位 $0.2 \text{ kg/m}^2$ 、即ち $0.0002 \text{ t/m}^2$ を用いて、生ごみ等の排出量等の予測を行うこと。  
なお、指針の計算式によらず、併設飲食店に係る廃棄物保管施設を確保している場合については、その根拠等を具体的に記載すること。  
・保管容量の合計は、小数点第4位以下を四捨五入すること。

- (4) 指針の計算式によらない場合【指針の計算式を使用する場合は記載の必要なし】  
(注1)

予測排出量	<input type="checkbox"/>
排出量予測の根拠：	

- (5) その他参考とした事項があれば記載してください。【特にない場合は記載の必要なし】

(注1)・廃棄物等の排出量等の予測について、指針の計算式を使用しない場合にその根拠等を具体的に記載すること。



**〔Ⅲ〕 指針に基づき配慮するために記載する事項**

(必要な項目を選択して記入してください)

# 1 店舗施設等計画の概要

## (1) 計画地等の状況

① 計画地における法令上の用途、街並みづくり計画等（注1）

商業地域、防災地域

② 敷地周辺の道路の状況（注2）

項目	道路 No. 1 (道路名:0000)	道路 No. 2 (道路名:0000)	道路 No. 3 (道路名:0000)	道路 No. 4 (道路名:0000)
道路幅員 (車線数) 歩道の有無・幅員	○○ m ○車線 有 2 m	○○ m ○車線 無 m	○○ m ○車線 無 m	○○ m ○車線 無 m
交通規制				
信号交差点数 (うち右折帯設置 の交差点数)	○ 交差点 (○ 交差点)	○ 交差点 (交差点)	○ 交差点 (交差点)	○ 交差点 (交差点)
最寄りの横断歩道 の状況	有 横断者が多い	有 横断者少ない	無	無
通学路の有無	無	無	有	有
バス路線の有無 最寄りのバス停名	有 ○○バス停			

(2) その他の施設計画と各施設面積（注3）

イ 利用者層が異なる複合施設

施設名	面積
住居	1,000 m <sup>2</sup>
オフィス	500 m <sup>2</sup>
合計	1,500 m <sup>2</sup>

ロ 利用者層が同一の複合施設

施設名	面積
飲食店	700 m <sup>2</sup>
ゲームセンター	300 m <sup>2</sup>
合計	1,000 m <sup>2</sup>

# 2 駐車場の計画等

(1) 来客用駐車場の収容台数内訳、面積及び区画等の状況（注4）

駐車場	収容台数		面積	駐車区画の大きさ	
	一般用	身障者用		一般用	身障者用
No.○	○○○台	○台	○○○ m <sup>2</sup>	○ m×○ m	○ m×○ m
No.○	○○○台	○台	○○○ m <sup>2</sup>	○ m×○ m	○ m×○ m

駐車場	駐車料金の 徴収の有無	入口ゲートの 入庫処理時間	契約形態
No.○	有（買物客は無料）	8秒/台	自己所有
No.○	有（買物客は無料）	8秒/台	自己所有

(2) 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理由
無	

- (注1) ・都市計画制限等を記載すること。
- ・市街化区域では、特別用途地区・高度利用地区・防火地域・駐車場整備地区等の地域地区まで記載すること。
  - ・その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。
  - ・店舗建設が法令上不可能な地域（（例）市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域等）での計画は、関係課との調整を行うこと。
  - ・地区計画、建築協定等の街並みづくり計画等があればその概要について具体的に記載すること。
- (注2) ・横断歩道の状況、バス路線の有無、最寄りのバス停名以外は、届出地から半径1km以内の事項について記載すること。
- ・道路No.について、周辺見取図に記載する敷地周辺の道路にNo.を表示し、そのNo.を記載すること。
  - ・交通規制の欄には、一方通行等の交通規制の内容を記載すること。また、周辺見取図にも周辺道路の交通規制内容を記載すること。
  - ・横断歩道等の状況欄には、横断者の多寡及び近くの学校等公共施設名を記載すること。
- (注3) ・利用者層が異なる複合施設とはオフィス、マンション等、その施設を利用する者が小売店舗を利用する者とは概ね独立して発生すると想定される施設をいう。
- ・利用者層が同一の複合施設とは飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有すると想定される施設をいう。
  - ・別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。
  - ・届出時点で未定であるものについては、記載を省略してもよいが、確定次第、本市に追加提出すること。
- (注4) ・駐車場の欄には、配置図に記載の駐車場のNo.を記載すること。
- ・駐車料金徴収が有の場合、施設利用者の料金サービス等を記載すること。
  - ・駐車料金徴収が無の場合、施設利用者以外の利用の可否等を記載すること。
  - ・契約形態は、自己所有、賃貸（専用・共用）の別を記載すること。

(3) その他の駐車場の状況

① 従業員、業務用等の駐車場（注1）

事 項	有・無	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収 容 台 数	備 考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員駐車場	有	別 途	〇〇台	従業員数100人のうち80人は公共交通機関利用
業務用車両	有	別 途	〇〇台	業務用車両8台保有

② 利用者層が異なる複合施設の駐車場（注2）

名 称	営 業 内 容	面 積	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収 容 台 数	必要駐車 台 数
〇〇〇〇	住居	1,000 m <sup>2</sup>	共 用	15台	15台
〇〇〇〇〇	オフィス	500 m <sup>2</sup>	共 用	5台	5台
合 計				20台	20台
必要駐車台数算出根拠					

(4) 来客自動車の方向別台数の予測を行うために実施した交通量調査の結果（注3）  
別添交通量調査結果のとおり

(5) 利用者層が異なる複合施設の利用者の交通量の予測（注4）

予測方法・ 根拠等	
予 測 結 果	別添交通量調査結果及び見取図のとおり

3 駐輪場の計画

(1) 自転車用及び原動機付自転車用駐輪場の面積（注5）

位 置	面 積
建物東側（別添配置図のとおり）	〇〇〇 m <sup>2</sup>
建物西側（別添配置図のとおり）	〇〇〇 m <sup>2</sup>

(2) 自動二輪車用駐輪場の面積（注6）

位 置	面 積
建物東側（別添配置図のとおり）	〇〇〇 m <sup>2</sup>
建物西側（別添配置図のとおり）	〇〇〇 m <sup>2</sup>

(3) 駐輪場案内の表示方法（注7）

- (注1) ・従業員用駐車場がない場合は、公共交通機関通勤あるいは別途個人が他の場所で借りる等の理由を記載すること。
- (注2) ・小売店舗用と別に専用駐車場を設置する場合はその収容台数を記載すること。  
・必要駐車台数は、当該施設の収容能力、利用時間、回転率等を基に算出根拠を示すこと。
- (注3) ・予測時間帯は、開店予定時間の1時間前から閉店予定時間の1時間後までとし、1時間ごとの想定来店台数を来店、退店に区別のうえ、方向別に予測し一覧表とすること。  
・交通量調査及び交通量予測の記入例を参照し、「交通量調査の結果と交通量予測の結果等」を別添資料として添付すること。
- (注4) ・利用者層が異なる複合施設がある場合にのみ予測を行うこと。  
・記載要領は、「開店後の周辺道路の交通量の予測」の記載方法と同じでよい。
- (注5) ・自転車用及び原動機付自転車用駐輪場の位置、面積を記載し、配置図に表示すること。複数ある場合には番号を付すこと。  
・原動機付自転車については、自動二輪車用の駐輪場と共用としても構わないが、その際には原動機付自転車と自動二輪車のそれぞれの必要台数を確保したものとする  
こと。  
なお、必要台数の算出にあたっては、既存店の実績等、その根拠を明示すること。
- (注6) ・自動二輪車用駐輪場の位置、面積を記載し、配置図に表示すること。複数ある場合には番号を付すこと。  
・自動二輪車については、自転車及び原動機付自転車用の駐輪場または自動車用駐車場と共用としても構わないが、別途それぞれの必要台数を確保すること。  
なお、必要台数の算出にあたっては、既存店の実績等、その根拠を明示すること。
- (注7) ・看板の掲出等、表示方法を具体的に記載すること。  
・表示場所等の位置を図面上に示すこと。

#### 4 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積（注1）

荷さばき施設	同時作業の可能な台数 想定する車両の大きさ	台数	待機スペース の有無・広さ
No.○	2 t 車	○ 台	有 広さ(○m×○m)

(2) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	専用出入口が無い場合の対応等
有	1箇所	

(3) ピーク時1時間当たりの搬出入車両の台数

ピーク時	搬出入車両数
7時～8時	8台

(4) 平均的な荷さばき処理時間（注2）

30分

#### 5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画 【特記すべき事項があれば記載してください】

(1) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画（注3）

項目	具体的な内容等
歩行者通路確保のための対策	
夜間照明等の設置の有無	無

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	
周辺住民への周知方法	

(3) 防災・防犯計画への協力（注4）

項目	有無	内容
防災協定等締結の有無 及びその内容		
周辺地域での防犯への取り組みの有無 及びその内容		
青少年の非行防止のための対策の有無 及びその内容		

(4) 飲食店を併設する場合において施設の配置及び運営方法に関して配慮した事項があれば記載してください。【併設しない場合は記載の必要なし】（注5）

- (注1) ・荷さばき施設の欄には、平面図に記載の荷さばき施設のNo.を記載すること。
- (注2) ・1台当たりの平均的な荷さばき処理時間（駐車時間）を記載のこと。
- (注3) ・夜間照明が有る場合は具体的な内容を記載すること。
- (注4) ・夜間の営業時間（特に深夜）における周辺地域での防犯や、青少年の非行防止の対策の一助として駐車場等への適切な照明の配置並びに警備員の巡回等の実施の有無、その内容について記入すること。
- (注5) ・飲食店を併設する場合に、施設の配置及び運営方法に関して配慮した事項について記入すること。

6 騒音対策【騒音対策として行う事項があれば記載してください】

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要（注1）

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	
荷さばき作業の騒音対策	

(2) BGM等の営業宣伝活動（注2）

使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置場所	具体的な騒音対策の内容
時 分～ 時 分	個		別添配置図のとおり	

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項 目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	騒 音 対 策 等
冷 却 塔	有			
室 外 機	有			
送 風 機	有			
その他（ ）	有			

(4) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要（注3）

駐車場	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策

(5) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要（注4）

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
	時 分～ 時 分		

(6) 遮音壁の構造等（注5）

遮音壁の位置	遮音壁の厚さ	材質・構造
別添配置図のとおり		

- (注1) ・荷さばき施設の騒音対策については
- 1 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮
  - 2 荷さばき施設の屋内化
  - 3 作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用又は内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音
- といった施設建築計画での配慮事項を記載すること。
- ・荷さばき作業の騒音対策については
- 1 荷さばき作業時間の特定
  - 2 荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底
  - 3 低騒音型の荷さばき機器の導入
  - 4 作業人員への騒音防止意識の徹底
- といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載すること。
- (注2) ・屋外においてBGM等を使用する場合に記載すること。
- (注3) ・駐車場の施設面の騒音対策については
- 1 駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理
  - 2 立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策
  - 3 床や排水蓋等による段差の解消
- といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。
- ・駐車場の運用面の騒音対策については
- 1 駐車場の利用時間帯の制限
  - 2 誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施
- といった運営面での配慮事項を記載すること。
- (注4) ・廃棄物収集作業の施設面の騒音対策については
- 1 廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策
  - 2 廃棄物の収集場所の配置
- といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。
- ・廃棄物収集作業の運用面の騒音対策については
- 1 廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ
  - 2 深夜・早朝における作業回避等回収時間帯の制限
- といった運営面での配慮事項を記載すること。
- (注5) ・遮音壁を設置する場合に、厚さ・材質等を記載すること。

7 廃棄物等の保管場所の計画【廃棄物対策として行う事項があれば記載してください】

(1) 廃棄物保管施設の計画（注1）

容 量	面 積	排出方法	洗浄方法	冷蔵設備等の有無	附属設備の概要
m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>				

(2) リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画

容 量	面 積	附属設備の概要	備 考	施 設 位 置
m <sup>3</sup>	m <sup>2</sup>			別添配置図 のとおり

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況（注2）

① 小売店舗以外の施設が有る場合（注3）

施設名	廃棄物保管施設の状況
住居	小売店舗と別途設置（〇〇m <sup>3</sup> ）
オフィス	別途設置（〇〇m <sup>3</sup> ）
飲食店	小売店舗と共用
ゲームセンター	小売店舗と別途設置（〇〇m <sup>3</sup> ）

② 廃棄物の保管施設を共用している場合（注3）

廃棄物の保管施設を共用している施設名	廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠
飲食店	m <sup>3</sup>	

8 廃棄物等の運搬・処理計画【現時点の計画の範囲内で記載してください】

(1) 廃棄物等の運搬方法（注4）

項目	廃棄物の種類						
	紙製廃棄物等	金属製廃棄物等	ガラス製廃棄物等	プラスチック製廃棄物等	生ゴミ等	その他の可燃性廃棄物等	左記分類外の廃棄物等
運搬の方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託
	収集車の種類 ( )	収集車の種類 ( )	収集車の種類 ( )	収集車の種類 ( )	収集車の種類 ( )	収集車の種類 ( )	収集車の種類 ( )
予定業者等							
運搬の頻度							

- (注1) ・冷蔵設備等が無い場合はその理由を記載すること。  
・付属設備の概要については
- 1 換気設備
  - 2 脱水処理機
  - 3 生ごみ処理機
  - 4 空缶選別機
- といった設備・機器を記載すること。
- (注2) ・廃棄物等の保管施設の状況については、併施設ごとに小売店舗と共用するのか小売店舗とは別に確保するのかについて記載し、別途確保する場合にはその保管施設の容量を記載すること。
- (注3) ・廃棄物等の保管施設を共用している併施設がある場合については、併施設ごとの排出量の予測を行うこと。また、その予測根拠を記載すること。
- (注4) ・廃棄物の種類ごとに記載すること。  
・運搬の方法については、自社運搬、業者委託等について記載すること。

(2) 廃棄物等の処理方法（注1）

項目		紙製 廃棄物等	金属製 廃棄物等	ガラス製 廃棄物等	プラス チック製 廃棄物等	生ゴミ等	その他の 可燃性 廃棄物等	左記分類 以外の 廃棄物等
処理の方法		敷地外 処理	敷地外 処理	敷地外 処理	敷地外 処理	敷地外 処理	敷地外 処理	敷地外 処理
予定業者等								
敷 地 内 処 理 の 場 合	処理の具体的 な方法							
	処理関連設備 の内容							
	処理施設の 悪臭対策							
	処理施設の 防音対策							
	処理施設の 配置	別添 配置図 のとおり	別添 配置図 のとおり	別添 配置図 のとおり	別添 配置図 のとおり	別添 配置図 のとおり	別添 配置図 のとおり	別添 配置図 のとおり

(3) 廃棄物等の減量・リサイクル計画

廃棄物の種類	発生予測量 (t/年) A + B	ごみ処分量 (t/年) A	資源化量 (t/年) B
紙製廃棄物等			
金属製廃棄物等			
ガラス製廃棄物等			
プラスチック製廃棄物等			
生ゴミ等			
その他の可燃性廃棄物等			
上記分類外の廃棄物等			
合 計			

(4) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法（注2）

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法

- (注1) ・廃棄物の種類は、「(1) 廃棄物等の運搬方法」と同じ。
- ・処理方法は、敷地内処理、敷地内中間処理、敷地外処理等の処理方法を記載すること。
  - ・処理施設を設置する場合には、配置図にその場所を表示すること。
- (注2) ・小売業者ごとに運搬・処理を行う場合に記載すること。
- ・届出時点で未定であるものについては、記載を省略してもよいが、確定次第、本市に追加提出すること。
  - ・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。  
(例) 空き缶は、再資源化のため資源化業者に引き渡しする等

(5) 小売店舗における食品加工場等計画（注1）

面	積	
位	置	別添配置図のとおり
加工の具体的内容		
悪臭対策		
汚水対策		

9 まちなみづくり等への配慮に関する事項【特記すべき事項があれば記載してください】

(1) まちなみづくり等への配慮事項

(2) 敷地内の緑化計画

(3) 景観への配慮（注2）

(4) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策【現時点の計画の範囲で位置・  
方向等を記載してください】（注

3）

① 照明灯の位置  
別添配置図のとおり

② 照明灯の方向や強さ等で配慮している内容

- (注1) ・食品加工場等の計画がある場合にのみ記載すること。  
・食品加工場等を設置する場合には、配置図に食品加工場の場所並びに換気扇・排気口等の位置を表示すること。  
・悪臭・汚水対策については、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器の設置、食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置について記載すること。
- (注2) ・建物完成予想図があれば、その図面を添付すること。
- (注3) ・照明灯の位置は、配置図にその場所を表示すること。  
・照明灯の方向や強さで配慮していることがあれば、記載すること。

10 まちづくり等への配慮に関する事項【特記すべき事項があれば記載してください】

(注1)

(1) 地域経済団体等の活動に対する協力等

(2) 地域の防災・防犯への対応に関する計画

(3) 店舗の退店時等にして、早期に情報提供を行う等の協力の可否

- (注1) ・事業者におけるまちづくりへの貢献に関する自主的な取り組みについて記載すること。
- (注2) ・左記(1)～(3)までの内容を含む独自の地域貢献ガイドライン等を事業者自ら作成している場合については、「『(そのガイドラインの名称)』による」等の記述を行ってもよい。この場合にはそのガイドラインに係る資料等を添付すること。

〔Ⅳ〕 その他店舗計画に関する事項

## 店舗施設計画の概要等

### 1 計画地の概要

敷地面積及び土地の所有形態（注1）

敷地区分	面積	敷地使用権原
建物敷地	〇〇,〇〇〇 m <sup>2</sup>	自己所有地
駐車場敷地	〇,〇〇〇 m <sup>2</sup>	自己所有地予定（〇〇年〇〇月契約予
合計	〇〇,〇〇〇 m <sup>2</sup>	

### 2 計画地周辺の概要

(1) 周辺の概況（注2）

百貨店、銀行等商業集積が高い。

(2) 基盤整備に関する事業の有無とその内容（注3）

無し

### 3 建物の規模（注4）

(1) 建築面積 6,500 m<sup>2</sup>

(2) 延べ面積 12,500 m<sup>2</sup>

(3) 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

階数	店舗面積	その他の施設面積	延べ面積
1階	6,000 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	6,500 m <sup>2</sup>
2階	4,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>
3階	0 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>
合計	10,000 m <sup>2</sup>	2,500 m <sup>2</sup>	12,500 m <sup>2</sup>

(4) 小売業者ごとの店舗面積（注5）

小売業者名	店舗面積
株式会社〇〇〇〇〇	〇〇〇 m <sup>2</sup>
〇〇〇〇〇	〇〇〇 m <sup>2</sup>

### 4 建築着工予定年月日及び完成予定年月日（注6）

(1) 建築着工予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 完成予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- (注1) ・敷地面積は区分（用途）別に分けて記載すること。
  - ・使用権原は、自己所有、借地等の区分をすること。契約予定の場合は、契約予定日を記載すること。
  
- (注2) ・計画地の周辺環境を具体的に記載すること。
  - 特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確に判るように表現すること。
  
- (注3) ・計画地における市街地再開発事業・土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載すること。
  
- (注4) ・複数の棟に分かれている場合は、それぞれの棟ごとに記載すること。
  
- (注5) ・全ての小売業者について記載すること。
  - ・届出時点で未定であるものについては、記載を省略してもよいが、確定次第、本市に追加提出すること。
  
- (注6) ・店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載すること。

要綱第3号様式（第8条関係）

軽微な変更承認申請書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項（資料を添付してください。）  
  
（変更前）  
（変更後）
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出を行おうとする年月日
- 4 変更する年月日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項のただし書に規定する軽微な変更該当する理由

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

軽微な変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の大規模小売店舗に係る変更については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更として承認する（承認しない）ことと決定しましたので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更内容

3 決定内容

- この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同条第4項ただし書の規定による軽微な変更として取り扱います。
- この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同法に規定する通常の変更手続を行うものとします。

北九 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

説明会開催回数指定通知書

年 月 日付けで届出のありました下記の大規模小売店舗に係る説明会の開催の回数については、下記のとおり指定しますので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第9条第6項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の開催の回数

要綱第6号様式（第10条関係）

説明会開催不要承認申請書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項（資料を添付してください。）  
  
（変更前）  
（変更後）
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出を行おうとする年月日
- 4 変更する年月日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が説明会を開催する必要があるとする理由

北九州市指令 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

説明会開催不要承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の大規模小売店舗に係る変更については、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項に規定する説明会を開催する必要がない変更として承認する（承認しない）ことと決定しましたので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更内容

3 決定内容

- この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同法施行規則第11条第2項に規定する説明会を開催する必要がない変更として取り扱います。

なお、説明会に代わる掲示は、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に当該届出書等を設置し一般の閲覧の用に供する方法により、同法第5条第3項に規定する縦覧の終了する日（ 年 月 日）まで行ってください。

- この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同法第7条第1項に規定する通常の説明会を開催するものとします。

要綱第 8 号様式（第 1 2 条関係）

説明会開催不能申請書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 開催できない説明会の日時等

第 1 回説明会	開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	開催場所	名 称： 所在地：
第 2 回説明会	開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	開催場所	名 称： 所在地：
第 3 回説明会	開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	開催場所	名 称： 所在地：

- 3 説明会が開催不能となった理由（該当する項目の□にレ印をつけて具体的な理由を記入してください。）

天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（大規模小売店舗立地法施行規則第 1 3 条第 1 項第 1 号）  
（具体的な理由）

説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（大規模小売店舗立地法施行規則第 1 3 条第 1 項第 2 号）  
（具体的な理由）

北九州市指令 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

説明会開催不能承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の大規模小売店舗に係る説明会については、大規模小売店舗立地法第7条第4項に規定する説明会を開催することができない事由として承認する（承認しない）ことと決定しましたので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 決定内容

この通知に関する 年 月 日開催予定の説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による周知を行うものとして取り扱います。

なお、説明会に代わる周知については、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第12条第3項の規定に従って行ってください。

この通知に関する 年 月 日開催予定の説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する通常の説明会を開催するものとします。

なお、この通知の発行時点において当該説明会開催予定日を経過している場合は、改めて説明会を開催するものとします。また、必要により大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による説明会開催の公告を行ってください。

要綱第10号様式（第13条関係）

説明会実施状況報告書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第13条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

説明会実施状況報告書

年 月 日

項 目	内 容			
店 舗 名				
所 在 地				
連 絡 先	担 当 者		電 話 番 号	
説 明 会 の 周 知 方 法				
第 回 説 明 回	開 催 日 時	年 月 日 ( ) : ~ :		
	開 催 場 所			
	説 明 者			
	説 明 概 要			
	出 席 者 の 意 見 及 び 回 答 内 容			

意 見 書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は団体名及び団体にあたってはその代表者の氏名

住所・所在地

連絡先電話番号

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、意見を提出します。

なお、提出した意見の内容については、同法第 8 条第 3 項の規定により縦覧に供されることを了承します。

1 意見書の記載について

大規模小売店舗の新設等の届出内容に対して、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見をお書きください。それ以外の意見については法に基づく意見として取り扱われないこともあります。

具体的には、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づき大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針が定められており、この指針の内容に沿った意見をお書きください。

2 意見者の住所、氏名等の縦覧（公表）について

住所・氏名等が縦覧に供されても（公表されても）差し支えない場合のみ、裏面の意見書の住所・氏名欄を記入してください。

3 提出期限

意見書の提出期限は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がなされてから 4 ヶ月以内です。期限を過ぎると受け付けることができませんのでご注意ください。

4 届出書、添付書類の縦覧場所

大規模小売店舗の新設等の届出書及び添付書類は、次の場所で縦覧していますのでご覧ください。

場所：北九州市産業経済局商業・サービス産業政策課（北九州市本庁舎）及び店舗が出店する区の区役所

期間：新設等の届出の告示日から 4 ヶ月間

5 意見書の提出先・問い合わせ先

北九州市産業経済局商業・サービス産業政策課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

TEL 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 5 0 Fax 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 6 6

注 1 意見者の氏名又は団体名	縦覧に供されて差し支えなければ、ご記入ください。
注 1 意見者の住所又は所在地	縦覧に供されて差し支えなければ、ご記入ください。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
注 2 意見	駐車需要の充足等交通に係る事項、歩行者の通行の利便の確保等
	騒音の発生に係る事項
	廃棄物に係る事項等、廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
	防災・防犯対策への協力、街並みづくり等への配慮等

注 1：意見者の氏名・住所欄を記入すると、氏名・住所も縦覧に供されることとなります。

注 2：意見欄は、大規模小売店舗を設置する者が店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合に記入してください。

大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する方針」に沿った内容で記入してください。

北九 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

大規模小売店舗の届出に係る意見通知書

年 月 日付けで届出のありました下記の大規模小売店舗については、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べますので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第16条の規定により通知します。

また、本通知の到着後は、同法第8条第7項の規定により、本市に対し、当該意見を踏まえ、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第9条第1項の規定による勧告することがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容
- 3 当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知の提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

北九 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

大規模小売店舗の届出に係る意見通知書

年 月 日付けで届出のありました下記の大規模小売店舗については、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点からの意見を有しませんので、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により通知します。

また、同法第8条第5項の規定により、この通知をもって同法第5条第4項（第6条第4項）の規定は適用されなくなります。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

要綱第 1 4 号様式（第 1 7 条関係）

添付書類変更通知書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由及び添付書類を変更する理由

要綱第 15 号様式（第 18 条関係）

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による北九州市の意見を踏まえた届出事項の変更はしないので、同条第 7 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

北九 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

北九州市長

大規模小売店舗の届出に係る勧告に関する通知書

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により提出された届出（通知）の内容については、年 月 日付け北九 第 号で通知した本市の意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第9条第1項の規定により下記のとおり必要な措置をとるよう勧告しますので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第19条の規定により通知します。

なお、正当な理由なく、この勧告に従わないとき又は下記4に掲げる変更の届出の期限を過ぎて変更の届出が提出されないときは、同法第9条第7項の規定によりその旨を公表することがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の理由
- 3 必要な措置の内容
- 4 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第4条各号に掲げる事項のみの場合を含む。以下同じ。）の提出期限

年 月 日

- 5 変更の提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

要綱第 17 号様式（第 19 条関係）

北九 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

大規模小売店舗の届出に係る勧告に関する通知書

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により届出(通知)のありました下記の大規模小売店舗については、同法第 9 条第 1 項の規定による勧告は行いませんので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 19 条の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

要綱第18号様式（第20条関係）

添付書類変更通知書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第20条の規定により、下記のとおり  
通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 大規模小売店舗立地法第5条第1項第4号から第6号までに規定する事項を変更  
しない理由及び添付書類を変更する理由

北九 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

勧告に係る届出に関する通知書

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により提出された  
下記の大規模小売店舗に関する届出の内容については、年 月 日付け北九  
第 号で通知した本市の勧告を適正に反映しているものと認められますので、北九  
州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 21 条の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北九 第 号  
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

北九州市長

勧告に従わなかった旨の公表に関する通知書

年 月 日付け北九 第 号で通知した本市の勧告に対し、正当な理由なく従わなかったと認められるため、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により別紙のとおり公表しますので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第22条第2項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 公表の内容

別紙のとおり。

要綱第 2 1 号様式（第 2 3 条関係）

取下書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法（第 5 条第 1 項・第 6 条第 2 項・附則第 5 条第 1 項・附則 5 条第 3 項）の規定により 年 月 日付けで提出しました下記の大規模小売店舗の（新設・変更）届出を取り下げますので、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 2 3 条の規定により提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取り下げをする理由

要綱第 2 2 号様式（第 2 4 条関係）

報告書

年 月 日

北九州市長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱第 2 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更の場合は変更した事項）